

10 消防学校教育訓練実施状況

(1) 教育訓練方針

東日本大震災の発生から7年が経過し、その教訓を踏まえて様々な災害対応力の強化対策がなされてきたが、南海トラフ巨大地震では、それを大きく上回る被害が生ずることが懸念されており、消防に対する期待は益々高まっている。

また、平成28年4月に発生した熊本地震は、本震と思われた揺れから28時間後にさらに大きな地震が発生するなど、観測史上例を見ない特異な地震であり、従来の安全管理の考え方を揺るがすものとなった。

さらに、その他にも各種自然災害、大規模街区火災、集団救急事案等が発生するなど、大規模化、複雑多様化する災害に対応する消防職団員の育成は極めて重要である。

こうした状況を踏まえて、次の方針により平成30年度の教育訓練を実施した。

初任教育については、礼節と規律を重んじ、災害現場で隊長の下命に基づく基本的な活動ができるよう消防業務全般に関する知識・技術を習得させるとともに、体力・精神力を身に付けさせ、即戦力となる人材養成に努めた。

専科教育、幹部教育等については、現任者の更なるレベルアップを目標に、先進的事例や最新情報の提供を行うとともに、近年の災害態様に対応するため、土砂災害施設とCSR訓練施設を活用することによって、高いレベルの教育訓練を実施した。

救急教育については、救命率の向上を目的として通信指令の救急に係る教育を充実させ、また、MC救命士と現任の救急救命士の質を向上させるための各種救命士教育を実施するとともに、体系的な訓練の実施により救急科の充実を図った。

消防団教育については、団の指導者等に対して必要な火災防ぎよをはじめ各種災害活動要領及びその安全管理などの知識・技術を付与するための教育を実施した。

指揮幹部科（現場指揮課程及び分団指揮課程）においては、災害時等における現場活動の安全管理及び指揮能力を習得させるとともに、各種訓練を行うことで地域防災力の向上を図った。

また、教育訓練施設の充実を図り、平成30年度においては、より実践的な訓練を実施できる、移動式街区訓練施設を整備した。

(2) 消防職員に対する教育訓練

ア 初任教育（規則第5条）

新たに採用された者に対して、職務の遂行に必要な基礎的知識、技術を修得させるとともに、人格の向上、体力・気力の錬成、規律の保持、協同精神の醸成等を図るため、約6か月間（859時間）の教育訓練を実施した。

イ 専科教育（規則第6条）

（ア）危険物科

危険物業務を担当している者又は同程度の知識及び技術を有する者に対して、危険物行政の現状や課題及び危険物関係の専門知識を理解するとともに、的確な指導や違反処理等を遂行できる能力を修得させるため、5日間（35時間）の教育訓練を実施した。

（イ）火災調査科

火災調査業務を担当している者又は同程度の知識及び技術を有する者に対して、火災調査業務の現状や課題を理解するとともに、現場において的確な火災調査を実施するため及び調査書類を的確に作成するための専門的知識・技術を習得させるため、12日間（70時間）の教育訓練を実施した。

（ウ）救助科

救助業務を担当している者又は同程度の知識及び技術を要する者に対して、救助行政の現状や課題を理解するとともに、救助業務に必要な専門的知識・技術を習得させるため、29日間（140時間）の教育訓練を実施した。

（エ）救急科

新たに採用された者又は救急隊員の資格のない者に対して、救急隊員として必要な基礎的知識から専門的知識・技術までを修得させ、新たに認められた応急処置まで行える救急隊員の資格を取得させるため、約2か月間（278時間）の教育訓練を実施した。

ウ 幹部教育（規則第7条）

（ア）初級幹部科

消防士長または消防司令補の階級にある者に対して、人事管理、指揮能力等の初級幹部として必要な知識・技術を修得させるため、12日間（70時間）の教育訓練を実施した。

（イ）上級幹部科

消防司令以上の階級にある者で、本部課長、署長又はそれに準ずる者に対して、業務管理、人事管理、危機管理等の上級幹部として必要な知識を修得させるため、2日間（12時間）の教育訓練を実施した。

エ 特別教育（規則第8条）

（ア）らっぱ科

らっぱを担当している者又は担当予定者に対して、らっぱ吹奏に必要な知識・技術を習得させるため、2日間（14時間）の教育訓練を実施した。

（イ）消防操法指導科

消防操法の指導担当者又は担当予定者に対して、ポンプ車操法及び小型ポンプ操法の指導に必要な知識・技術を修得させるため、1日間（7時間）の教育訓練を実施した。

（ウ）ホットトレーニング訓練指導者講習

ホットトレーニング訓練の指導担当者又は担当予定者に対して、ホットトレーニング訓練の指導に必要な知識・技術を修得させるため、3日間（21時間）の教育訓練を実施した。

（エ）救急救命士集合研修

全運用救命士及び今後運用が見込まれている救急救命士に対して、「救急救命士に対する再教育ガイドライン」に基づき、岐阜県における事後検証体制について1日間（3時間）の教育訓練を消防本部ごとに開催し合計20回実施した。

（オ）処置範囲拡大追加講習

新処置の資格を有していない薬剤投与救急救命士で地域メディカルコントロール協議会が推薦する者に対して、救急現場において、心肺機能停止前の重傷傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与等、病態に適した適切な薬剤の投与ができる能力を修得させるため、2日間（16時間）の教育訓練を3回実施した。

（カ）MC救命士養成講習

MC救命士又は地域MC救命士として消防本部が推薦する者に対して、県メディカルコントロール協議会のもと、消防学校の特別教育として、各消防本部において救急隊員の教育訓練を企画・運営を行う指導的役割を担うことができる「MC救命士」を養成するため、5日間（33時間）の教育訓練を実施した。

（キ）通信指令員の救急に係る教育

通信指令業務を担当する者又は通信指令員を教育する立場にある者に対して、通信指令員として、救急現場におけるバイスタンダーに対して有効な口頭指導ができる能力を習得させ、また、消防本部内において通信指令員に対して教育指導ができる知識を習得させるため、3日間（21時間）の教育訓練を実施した。

（3）消防団員に対する教育訓練

ア 基礎教育（規則第9条）

消防団員としての経験が概ね3年未満の者に対して、消防団活動に必要な基礎的知識・技術を修得させるため、2日間（14時間）の教育訓練を、消防本部で7時間、学校で1日間（7時間）実施した。

イ 専科教育（規則第10条）

(ア) 機関科

機関員を担当する者又は担当予定者に対して、ポンプ車・小型ポンプ車の操作及びポンプ間の連携等に必要な知識・技術を修得させるため、2日間（14時間）の教育訓練を実施した。

ウ 幹部教育（規則第11条）

(ア) 初級幹部科

消防団員の班長、部長の階級にある者及び昇任予定者に対して、初級幹部として必要な指導能力等の知識・技術を修得させるため、1日間（7時間）の教育訓練を地区ごとに開催し年6回実施した。

(イ) 指揮幹部科 現場指揮課程

分団長又は副分団長の階級にある者及び昇任予定者に対して、平常時において訓練を企画する能力を養うとともに、大規模災害時等において配下の消防団員を指揮するための知識・技術を修得させるため、2日間（14時間）の教育訓練を実施した。

(ウ) 指揮幹部科 分団指揮課程

分団長又は副分団長の階級にある者及び昇任予定者に対して、指揮や防災等、分団の管理運営、指導能力等の知識・技術を修得させるため、2日間（13時間）の教育訓練を実施した。

エ 特別教育（規則第12条）

(ア) らっぱ科

らっぱを担当している者又は担当予定者に対して、らっぱ吹奏に必要な知識・技術を習得させるため、2日間（14時間）の教育訓練を実施した。

(イ) 指導員科

指導員若しくは平成30年度に指導員に任命される予定の班長以上の者でかつ消防操法の知識を有する者に対して、団員の教育訓練指導に必要な知識・技術を修得させるため、4日間（26時間）の教育訓練を実施した。

オ 短期入校

規則第4条に定めのない教育訓練で、各種学科、訓練及び消防操法等、消防団員に必要な知識・技術を修得させるため、短期間の教育訓練を実施した。

(4) 消防関係職員に対する教育訓練

ア 自衛消防隊員教育

各事業所の自衛消防隊員に対して、「事業所に勤務又は出入りする者の人命の保護」と「施設等の被害の軽減」を図るための活動に必要な知識・技術を修得させ、事業所の自主防災活動の充実を図るため、2日間（14時間）の教育訓練を実施した。

イ その他

新たに採用された岐阜県職員に対し、災害時や緊急時における実践的な対応能力を養成するため、非常事態に備えた公務員としての心構えや行動のあり方を身につけさせることを目的に、1日間（7時間）の教育訓練を2回実施した。